

# 司法修習生給費制維持存続を求める市民集会の開催

司法修習委員会 委員長 阪本 康文

## 1 市民集会開催までの経緯

平成13年6月の司法制度改革審議会意見書を受けて司法制度改革推進本部の下に法曹養成検討会が設置されました。この法曹養成検討会の検討を踏まえ、平成16年12月、裁判所法一部改正により、給費制に代わり、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度（「貸与制」）が導入され、平成22年11月1日に施行されることになりました。

日弁連は、当初から貸与制について反対し、給費制の存続を求めていましたが、平成22年4月に就任した宇都宮健児会長のもと、給費制の維持存続に取り組む活動を強力に推進し、当会も署名活動、会長声明、市民集会の開催など精力的に取り組みました。その結果、平成22年11月26日、議員立法により裁判所法の一部改正がなされ、司法修習生の給費制を1年間延長させることができました。しかしながら、これはあくまで1年間先送りしただけであり、平成23年10月31日までに法改正ができなければ、貸与制に移行してしまう状況にあります。

給費制を1年間延長させるための裁判所法一部改正の時の衆議院法務委員会附帯決議に基づき、平成23年5月25日に初会合を開いた法曹の養成に関するフォーラム（以下「法曹養成フォーラム」といいます。）は、同年8月末までに司法修習の給費制の存廃問題を含む法曹養成過程への経済的支援の在り方について第一次報告をするとされました。

かかる状況を踏まえて、日弁連は各単位会に対して6月から7月までの間に市民集会・シンポジウムを開催するよう要請し、当会はその要請に応じて、昨年に引き続き市民集会を開催することにしました。

## 2 市民集会の開催

市民集会は、7月21日（木）午後6時、あいあいセンター（和歌山市小人町29番地）にて開催しました。日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会との共催です。当日の参加者は82人であり、やや寂しい感じがしましたが、内容的には良い集会であったと思います。

市民集会の司会は、司法修習委員会委員の比江島楨会員にお願いしました。まず、由良登信当会会長が給費制問題の経過と現状に触れながら、開会挨拶を行いました。

次に、「劇団そとぼこまち」による演劇が行われました（約20分、役者4人、黒子2人、演出1人）。昨年の市民集会は、当会若手会員を中心とした演劇を行いました。今年も同じということにはいきません。そこで、昨年、大阪弁護士会の市民集会の時に演劇を行い、好評と聞いていました「劇団そとぼこまち」に依頼することにしました。「劇団そとぼこまち」は知る人ぞ知る有名な劇団ですが、何とかスケジュールが空いており、快く引き受けてくれました。劇の内容は、給費制が廃止され、貸与制が導入された年に司法試験に合格し、弁護士になって5年経過した弁護士と、高校生のとときに家庭裁判所で少年審

判を受け、そのとき熱心に担当してくれた弁護士姿を見て弁護士になることを決意し、法科大学院に進学した女性が中心です。女性からアドバイスを求められた弁護士は、社会人から法科大学院に入学し、奨学金を借りながら、司法試験に合格し、そこに貸与制による借金が加わり、1000万円近くの借金を背負い、修習期間終了後5年経過したことから貸与制による借金の返済も始まっています。その弁護士は、弁護士になるために多額の借金を背負わざるをえず、弁護士になれば借金返済のためにお金になる仕事を優先してしまいかねない現状を嘆き、女性に対し、「弁護士になる夢は諦めなさい」とまでいってしまいます。しかし、その女性は、自分の心に真っ直ぐ生きたいと力強く言い、弁護士もその女性の純粋な言葉を聞いて、自らを振り返り、その女性に協力することを約束します。貸与制の問題点の一端を題材にした演劇でしたが、さすがプロの演劇という内容でした。

そして、日弁連給費制維持緊急対策本部の川上明彦本部長代行による基調講演が行われました。川上明彦本部長代行は、法曹養成フォーラムにオブザーバーとして出席されており、まさに東奔西走の時期でしたが、その中で当会の市民集会に出席していただけました。川上明彦本部長代行からは、給費制の重要性、貸与制の問題点、法曹養成フォーラムの状況等をわかりやすく講演していただきました。

その後、当事者の声として、法科大学院修了生による訴えが行われました。司法試験受験中にもかかわらず、ビギナーズネット代表の萱野唯さんとビギナーズネット京都支部の6人の修了生の方がそれぞれ給費制維持を求める思いを語りました。法科大学院での

奨学金だけでも高額な借入れがあり、そこに、貸与制になれば、弁護士になる頃には1000万円を超える借金があるなど、厳しい受験生の現状報告がありました。

国会議員の方々にも市民集会の案内をしていましたが、国会の会期が延長され、開会中ということもあって、残念ながらご出席いただけませんでした。その中で岸本周平衆議院議員（民主）、阪口直人衆議院議員（民主）、石田真敏衆議院議員（自民）、西博義衆議院議員（公明）、世耕弘成参議院議員（自民）、鶴保庸介参議院議員（自民）の6人の国会議員の方から暖かいメッセージをいただき、また、岸本周平議員の秘書の菅原氏が代理出席され、メッセージを代読いただきました。

その後、会場発言に移りました。当会会員の安田克己会員、国民救済会和歌山県支部事務局長、クレジットサラ金被害者の会（あぞみの会）会長、労働者福祉協議会副議長、当会会員の山崎和友会員から、次々と給費制の存続を訴える発言がありました。

最後に、日弁連給費制維持緊急対策本部の釜井英法事務局長から行動提起があり、裁判所法の改正に向けた取り組みの必要性を確認し、私が閉会挨拶を行って、午後8時10分に終了しました。

### 3 市民集会後の動き

法曹養成フォーラムは、8月31日、司法修習生の給費制問題について貸与制への移行を基本とする第一次とりまとめを行いました。この法曹養成フォーラムは3月11日に発生した東日本大震災等の影響で開催が遅れ、5月25日から8月31日までの短期間に5回、給費制問題についてはわずか2回の実質審議によりとりまとめを行ったのです。

最初から方向性が決まっていたのではないかとと思われるような拙速審議であり、また、法曹人口問題や法科大学院の在り方など法曹養成制度全体に関わる重要課題については今後の審議に委ねられています。

日本弁護士連合会は、8月31日に会長声明を出し、給費制の存続をあらためて訴えるとともに、少なくとも法曹養成フォーラムで法曹養成制度全体の議論が結論を見るまでの間は貸与制を実施しないよう法改正を求めました。

昨年の給費制1年間延長も、一旦、貸与制に移行した後に、議員立法により給費制が1年間延長されました。給費制か貸与制かは法曹養成制度の中の重要問題であり、法曹養成制度全体の議論がこれからであるのに、まず貸与制に移行するというのは、理念なき移行と言っても過言ではないと思います。この会報が発行される頃には、結論が出ているかと思いますが、給費制の存続がなされていれば幸いです。

